

千葉県「同行援護従業者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき、視覚障害により、著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うための知識、技能を有する同行援護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、千葉県または千葉県知事（以下「知事」という。）が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、県は研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、同行援護に従事する者又は従事することを希望する者とする。

4 研修の内容

研修は、告示別表第六（以下「一般課程」という。）及び告示別表第七（以下「応用課程」という。）に定める研修とし、目的、研修時間、カリキュラム及び研修講師要件は次のとおりとする。

（1）目的

ア 一般課程

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得すること。

イ 応用課程

サービス提供責任者としての知識及び技術を習得すること。

（2）研修時間

一般課程 28時間

応用課程 6時間

(3) カリキュラム及び研修講師要件

別表１のとおりとする

5 研修科目の免除

別表２「研修科目及び有資格者が必要な研修時間」に掲げるところにより、研修課程の一部を免除することができる。

6 履修期間

一般課程の修了認定のための履修期間は、３ヶ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、５ヶ月以内とする。

応用課程の修了認定のための履修期間は、１カ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、２カ月以内とする。

7 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

8 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別記様式１）を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿（別記様式２）を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

附則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。

この要綱は、令和７年２月２６日から施行し、令和７年４月１日以降に実施する研修事業より適用するものとする。

第 号

修 了 証 明 書

氏 名

生年月日 年 月 日生

同行援護従業者養成研修の〇〇課程として、千葉県知事が指定した研修を修了したことを証明する。

(元号) 年 月 日

(研修事業者名)

(代表者職・氏名) 印

修了証明書（携帯用）

第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

同行援護従業者養成研修の〇〇課程として、千葉県知事が指定した研修を修了したことを証明する。

(元号) 年 月 日

(研修事業者名)

(代表者職・氏名) 印

研修修了者名簿

事業者名

年度（西暦）

課程

修了証明書 番号	修了年月日 ※ 1	所属機関名	氏名	生年月日 ※ 2	性別 ※ 3	住所	電話番号	現況 ※ 4

■研修修了者名簿記入上の注意

※ 1 年（西暦 4 桁）、月・日（2 桁）の数字のみで記入すること 【記入例】 2003 年 8 月 31 日→20030831

※ 2 ※ 1 と同じ方法で記入。ただし、生年月日不明の場合は 1900 年 1 月 1 日（19000101）として記入すること

※ 3 女性は F、男性は M で記入すること 【記入例】 女性の場合→ F

※ 4 現況区分は下記コードのとおり記入すること 【記入例】 在職中（休職含む）→01、求職中→02、退職（再就職意思なし）→03、就職意思なし→04、その他→09

カリキュラム及び講師要件等

1 一般課程

科目名	時間	内容	講師要件
■講義 8. 5 時間			
1 外出保障	1	視覚障害者の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者の外出保障を担うことを理解する。 (1) 外出保障とは (2) 外出保障の歴史 (3) 外出保障の現状	・障害者行政担当者（当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること） ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
2 視覚障害の理解と疾病①	1	視覚障害者の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。 (1) 視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）	・眼科医師 ・看護師 ・保健師 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員 ・介護・福祉・医療・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
3 視覚障害の理解と疾病②	0.5	(2) 視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）	
4 視覚障害者（児）の心理	1	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。 (1) 全盲の心理 (2) ロービジョンの心理 (3) 視機能低下の心理 (4) 障害発生時期の心理 (5) 外出時の心理	・心理判定員 ・臨床心理士 ・看護師 ・保健師 ・介護・福祉・医療・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

5 視覚障害者 (児)福祉の制 度とサービス	1.5	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。 同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者が利用する関係施設を理解する。 (1) 障害者福祉の動向 (2) 障害者福祉に関連する法律 (3) 障害者総合支援法 (4) 視覚障害に関する施設等 (5) 障害者を対象としたその他の制度	・障害者行政担当者(当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること) ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
6 同行援護の 制度	1	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。 (1) 同行援護以前の外出支援制度の歴史 (2) 同行援護制度の概要 (3) 他の外出支援制度との関係 (4) 同行援護制度の課題	・障害者行政担当者(当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること) ・同行援護従業者 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
7 同行援護従 業者の実際と 職業倫理	2.5	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。 (1) 同行援護従業者の業務内容 (2) 同行援護従業者の職業倫理 (3) 同行援護の実際(様々な利用者への対応等)	・障害者行政担当者(当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること) ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

■講義・演習3. 5時間			
1 情報提供	2	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。 (1) 情報提供とは (2) 情報提供の内容 (3) 場面別情報提供の実際 (4) 情報提供時の配慮 (5) 演習 (3題程度)	・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員 ・ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
2 代筆・代読①	1	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。 (1) 代読 (業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) (2) 代筆 (業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) (3) 演習 (代読1題・代筆1題)	・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員 ・ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
3 代筆・代読②	0.5	(1) 代読・代筆の具体的な方法	・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員 ・ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

■演習 1 6 時間			
1 誘導の基本技術①	4	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。 (1) 椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）	・ 同行援護従業者 ・ 歩行指導員 ・ 視覚障害者生活指導員 ・ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
2 誘導の基本技術②	3	(1) 基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） (2) 狭いところの通過、ドアの通過	
3 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。 実際の町歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。 (1) 共通（トイレ、食事） (2) 街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段）	
4 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	(1) 場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）	
5 交通機関の利用	4	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。 (1) 電車の乗降 (2) バスの乗降 (3) 車の乗降 (4) 船・飛行機の乗降	
合 計	28		

2 応用課程

科目名	時間	内容	講師要件
■講義 6 時間			
1 サービス提供責任者の業務	1	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。 (1) 事業所の体制 (2) 事業所の役割 (3) サービス提供責任者の役割 (4) サービス提供責任者の業務	・障害者行政担当者（当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること） ・同行援護従業者 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
2 様々な利用者への対応	1	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。 (1) 高齢化、障害の重度化・重複化の現状 (2) 高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	・眼科医師 ・看護師 ・保健師 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員 ・介護・福祉・医療・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
3 個別支援計画と他機関との連携	1	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。 (1) 個別支援計画の策定 (2) 関係機関との連携	・心理判定員 ・臨床心理士 ・看護師 ・保健師 ・介護・福祉・医療・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

4 業務上のリスクマネジメント	1	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性のある事故や発生時の管理体制等について理解する。 (1) 事業所のリスクマネジメント (2) 同行援護従業者のリスクマネジメント (3) 事故発生時の管理体制	・障害者行政担当者（当該科目を担当する部署に在勤又は実務経験を3年以上有すること） ・同行援護従業者 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
5 従業者研修の実施	1	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。 (1) 従業者研修の目的 (2) 従業者研修の内容 (3) 従業者の質の向上のための工夫	・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
6 同行援護の実務上の留意点	1	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。 (1) 同行援護の制度上の留意点 (2) 同行援護の実務上の留意点 (3) 介護保険制度との関係	・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活指導員 ・介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
合 計	6		

※ 応用課程は、一般課程に定めるカリキュラム以上の研修の課程を修了した者を対象とする。

研修科目及び有資格者が必要な研修時間

1 一般課程

科目名	規定時間	有資格者が必要な研修時間数
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の 研修修了者
講義	8. 5時間	4時間
1 外出保障	1	1
2 視覚障害の理解と疾病①	1	1
3 視覚障害の理解と疾病②	0. 5	
4 視覚障害者（児）の心理	1	1
5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1. 5	
6 同行援護の制度	1	1
7 同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5	
講義・演習	3. 5時間	3時間
1 情報提供	2	2
2 代筆・代読①	1	1
3 代筆・代読②	0. 5	
演習	1 6時間	1 2時間
1 誘導の基本技術①	4	4
2 誘導の基本技術②	3	
3 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4	4
4 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	
5 交通機関の利用	4	4

2 応用課程

研修科目の免除は認めない。